

議案第 3 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項中「附則第 44 条の 2 第 3 項」を「附則第 44 条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第 36 条」を「第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 19 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い、東日本大震災により被災した家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定める規定について所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。